

内閣府男女共同参画局

「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会」 (2021年11月30日)

資料3

日本社会における 事実婚の実態

福岡県立大学人間社会学部

阪井裕一郎

報告内容

1. 日本社会における「事実婚」問題
2. 事実婚の実態（インタビュー調査結果を中心に）
3. 夫婦別姓問題と事実婚
4. 海外の「事実婚」
5. 結婚制度をどうとらえるか？

1. 日本社会における「事実婚」問題

(1) 問題の所在

- 欧米社会における婚外出生と婚姻外同居カップルの増加。結婚制度と出産・子育ての分離が進行している。
- 一方、日本の婚外出生率は2%程度。事実婚は増加傾向にあると指摘されることもあり、2010年国勢調査では「親族でない異性と同居している20歳以上の人口」は約60万人に上る。とはいえ、事実婚の実態は不明。
- 本報告では、事実婚当事者におこなったインタビュー調査を通じて、事実婚当事者の意識や実態を明らかにする。

- 「事実婚vs.法律婚」？日本の法律では、夫婦が結婚後も異なる姓のままですとしようとするならば事実婚を選ぶしかなく、事実婚と夫婦別姓の二つが強く結びついている。
- 法律婚を望んでいたり、「結婚」そのものに肯定的な態度を有している当事者は多い。いわば「法律婚志向」の事実婚も多い。欧米社会における事実婚との違い。
- 事実婚の顕在化は、家族が「多様化」したことの一例として挙げられることも多い。しかし、それは「多様性の尊重」の結果ではなく、多様性を排除する法制度ゆえに生じている側面もある。

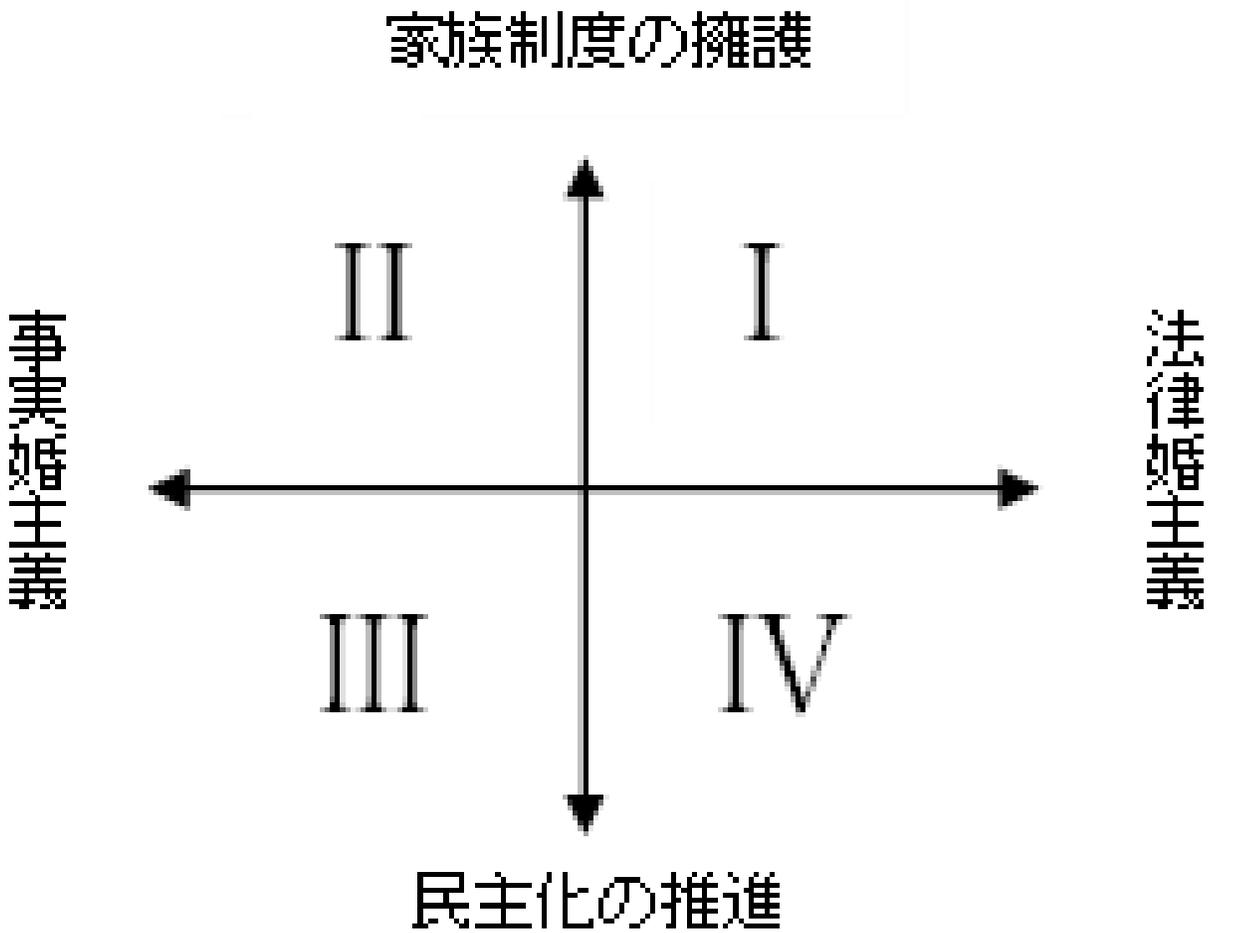
(2) そもそも「事実婚」とは？

- 住民票で続柄を「妻（未届）」「夫（未届）」と記載する事実婚カップル。
- 事実婚／内縁／同棲／非婚等々…それぞれの立場・考えは？
- 善積京子（1997）は、「事実婚」のほか、「同棲」「非婚」などを含めて、「非法律婚」と総称している。
- 調査を通じて印象的だったのは、「非法律婚」に括られる事実婚当事者たちが自分たちの現在や将来の生活のために、公正証書等さまざまな法的手段を用いて自分自身を「武装」せざるをえない事実。

(参考) 事実婚へのまなざしの変化

- 80年代以降、多様性を承認すべきだというリベラルな立場から事実婚の保障の必要が語られる。その際、法律婚主義批判は、「保守派」へと向けられる。
- しかし、明治時代以来の「事実婚」をめぐる言説の歴史を見ると、今日のような「保守／リベラル」の図式は自明ではない。
- 「封建的事実婚主義」（玉城肇 1948年）という表現もあるように、戦後は急進的な民主主義の推進者たちが、事実婚を否定し、「法律婚主義の徹底化」を主張。戦前まで「内縁」の多かった日本では、事実婚主義は、民主化=近代化を阻む「保守」や「封建性」への批判とともに展開されていた。

(参考) 戦後初期の法律婚主義／事実婚主義をめぐる対立軸



2. 事実婚の実態

(インタビュー調査結果を中心に)

事実婚を選んだ理由（複数回答）

（善積京子『近代家族を超える』青木書店、1997年）

- 夫婦別姓を通すため（女性89.3%／男性64.0%）
- 戸籍制度に反対（女性86.8%／男性70.7%）
- 性関係はプライベートなことなので、国に届ける必要を感じない（女性70.8%／男性59.7%）
- 夫は仕事、妻は家事という性別役割分業から解放されやすい（女性62.1%／男性36.7%）
- 相手の非婚の生き方の尊重（女性26.0%／男性63.3%）

※女性319人、男性300人

事例：姓を変えるわけにはいかない

婚姻制度では、名字を好きなほうに選んでよいつていうふうになっているわけですが、私は自分の名字を変えるつもりはなかったから、相手に変えてもらいたいと思ったわけですが、そういうビジョンを持った男性が圧倒的に少ないですし…。（中村さん）

「名前を変えるのに抵抗がある」と伝えました。そしたらうちの同居人は「そんなの大したことないじゃないか」と言ったんです。名字を変えることに対して。私は、「本当に心の底から大したことじゃないと思う？」と言って彼が「うん」と言ったので、「ではそっちが変えて」と言いました。「しばらく考えさせてくれ」と言われて、考えた挙句「やっぱり姓を変えるのは嫌だ」ということになって。「では両方とも変えないということはどう？」ということになり、それでここまで来ました。（小林さん）

結婚への肯定的な考え

もちろん通称使用のために一時的に結婚（法律婚）するというようなテクニックは知っていたんですけど、私は結婚自体にはすごく強い思い入れがあったんですよ。だから、ペーパー離婚だとはいえ、「離婚」という記録が残るのは絶対嫌だったんです。それじゃあ事実婚のほうが実態に合うかなと思ったんです。（田中さん）

単なる恋愛関係だけで付き合っている関係ではない。私は結婚にはこだわりがある。私はもちろん「結婚している」と思っています。生活上困るから事実婚をしているけど、できる限り夫婦としての手続きはしたいと考えているんです。私はどうしても婚姻届は出したい。逆に責任を全うしたいと考えているんですよ。（加藤さん）

ペーパー離婚をするとか、個人個人で対策をとるっていうのは、子どもにもいろいろ影響があるので、公の形でしていただきたいなと思いますね。別に一緒の名前でいたい人に強制するわけではないので。でも、それが分かっていただけなのに、いったいなぜなのかが分からないです。あと、事実婚の人とか、私もそうですが、本当は事実婚とか別姓でいたかったという人たちは数には表れないですよね。国勢調査とかでは決して出てこない数字ですから。ですので、こういう機会をいただいて嬉しかったです。（田中さん）

⇒ 数字には表れない潜在的な別姓希望の法律婚選択者も多い

事例：「嫁」「家」からの自由を求めて

彼のほうが普通の日本的親戚付き合いがあったりするんですけど、そういう時に私は「嫁」ではないんですよ。彼は「嫁もどき」って呼んでるんですけど。だから、嫁のような感じだけど、嫁に求められるものを求められないという。半分お客さんみたいな。なんだか分からない的な。むこうはいわゆる田舎の人とかも多いので、ちょっと陰では「嫌だ」と思ってるみたいなんですけど、集まった時にお嫁さん扱いされないラクさがありますね。（中村さん）

「嫁のくせに」とか圧力をかけてくるんです。…「長男の嫁のくせにいつからここに住むんだ？」とか…すごい暴言を吐かれたんです。だから、私の場合は夫婦別姓がよかったわけではなく、昔の家長制度みたいなものにこだわっている夫の両親がこの時代にどうなのか、なぜそこに固執しているのが理解できなかった。清水家の嫁という存在から元の姓に戻って人生を変えたかったんです。もうこの家の所有物じゃないというか、ここから解放されて、本来の自分として生きていきたい、そういう気持ちがあったので。（高橋さん）

事例：戸籍制度への不満

一度離婚したら、住んでもいない夫の戸籍に子どもが二人残っていたりするわけですね。母が姓を戻してしまえば、子どもの姓を変えないためには、無条件で夫の戸籍になっちゃうわけでしょう。そういう風に実際住んでもいないし、家族でもない人が（戸籍では）ひとまとまりにならないといけないというおかしい状況もできちゃう。そこに、後から来た妻と子どもたちがゾロゾロ並んでいたりして。どうも反対派はこういうところに思いが行かないみたいなんですよ。戸籍こそが家族のルーツを証明する大事な書類であると思っています。（瀬川さん）

当事者どうしでなら分かりますけど、当事者と関係ない人のせいで家族関係がぐちゃぐちゃになっていくのを見て、家とか結婚制度って一体なんなんだろうって強く疑問を持ったんです。（山下さん）

- ここで取り上げた当事者の多くは、夫婦別姓であっても「結婚」であり、法律婚と同等の承認・権利が与えられるべきだと表明する。
- 夫婦別姓のみを理由とした事実婚の当事者は、おおむね法律婚に肯定的である。その意味では法律婚志向の態度を有している。
- 主体的な選択の結果というよりも、制度の制約によって生まれる非標準的な「結婚」の実践という言い方もできるだろう。

(3) 事実婚のメリット

- 双方が姓を変更しないことが可能。
- 「家」規範・「嫁」規範から自由な状態でいられる。
- 国家に管理されない自由。
- 伝統的性別役割規範（ジェンダー役割）からの解放
- 財産分与や慰謝料請求、年金分割などはできる。

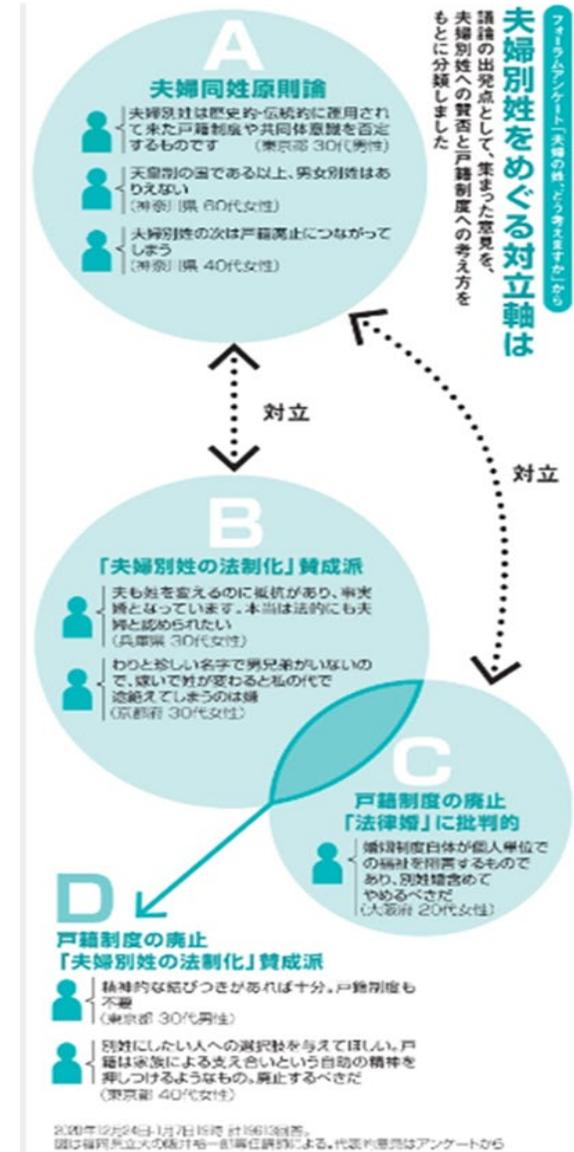
(4) 事実婚のデメリット

- 配偶者控除など税金控除が適用されない。
- パートナーが死亡しても手続きなしでは相続人になれない。遺言や公正証書によって可能だが高いコスト。
- 共同で親権を持つことができない。
- 不安定な地位。例えば、医療現場。家族ならば当然に認められはずの同意書へのサインや面会、医師からの病状説明を聞くことができないなど。
- パートナーの口座に触れられず、不動産についても相続権ない。
- 住民票、生命保険の証書などが必要。法律婚のケースよりも手間がかかる（賃貸契約、保険の契約など）。

3. 夫婦別姓問題と事実婚

(1) 姓(氏)をめぐる対立軸の整理

- 現在の選択的夫婦別姓制度をめぐる賛否も、保守対リベラルのような単純な図式で把握できるものではない。
- 夫婦別姓をめぐる議論がどのような対立軸で構成されているのかを明確にする必要がある。
- 夫婦別姓をめぐる論争は二項対立で構成されているわけではない。右図のように対立軸を整理。



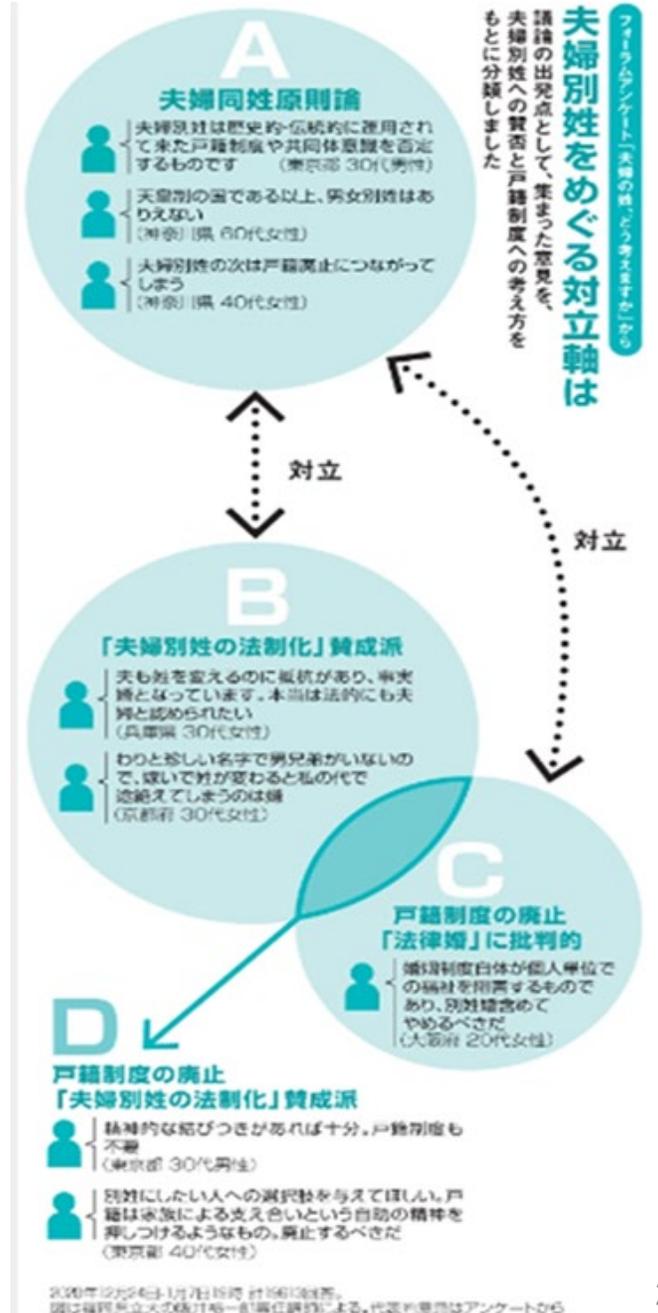
朝日新聞デジタル (2021年1月17日)

A : 夫婦同姓原則論

B : 選択的夫婦別姓に賛成

C : 戸籍制度に反対

D : BとCの重なり



(2) 姓をめぐるトレードオフ

- Bに位置づけられる人たちは、特定の主義や思想を根拠にするのではなく、生活上のさまざまな状況に照らして別姓の法制化（届への自由）を求める人々であることがわかる。
- できれば「法律婚」でありたいし、結婚制度そのものに対して一定の信頼や強いこだわりを持っているという事実。
- 表面的には「革新的」に見えるおこないのすべてが、必ずしも「革新的な動機」に基づいてなされるわけではないことにも注意。

それぞれの姓にするには『続柄』を捨てなければならないし、『続柄』をとるには同じ姓にしなくてはならないという交換条件」になっている。（加藤さん）

- 「同一戸籍＝同一姓」の強制は、他のさまざまな制約をもたらす。
- 「結婚したい」という要求と、「姓を変更したくない」という要求をなぜ交換条件としなければならないのか？
- 姓を選択する自由を語る上では、姓以外の部分で制約される「自由」や「交換条件」についても目を向けることが求められる。

(3) 家族主義vs個人主義をこえて

- 選択的夫婦別姓制度の是非を問うためには、個人主義（個人名）か家族主義（家名）かのような二項図式は避けなければならない。「個人の自由（選択）」をめぐる議論である。
- ニュージェントの米国での調査によれば、人々が夫婦や子の姓を選択する際には、祖先とのつながり、民族的アイデンティティ、平等性、家族の一体感、伝統、美的感覚（aesthetics）、生家とのつながり、安定性、簡便性、スティグマの軽減など、さまざまな基準が存在する（Nugent 2010）。
- 「個人の自由」という点から、家名を継承するという家族主義的な選択もまた「自由」として承認される。

(4) そもそも「選択的夫婦別姓（氏）」？

- 同姓と別姓のどちらが“正しい”のか、“男女平等”なのか、どちらが“正しい伝統”なのか。正当性の根拠にはならない。
- 実際、選択的夫婦別姓制度を求めている人たちはそのような主張をしているわけではない。あくまで別姓（改姓しない）という「選択肢」を法律婚の枠組みの中で認めるべきだと主張。
- 「同姓か別姓か」ではない。「強制か選択か」の問題。
- 厳密に言うならば、「別姓を認めるか否か」というのは誤った問題設定の立て方であり、「選択的夫婦姓（同姓／別姓）制度」がより適切なネーミング。

4. 海外の「事実婚」

結婚の脱制度化？

1970年代には、私を含むアメリカの研究者は誰も、成人のライフコースのなかで、これほどまでに同棲の重要性が高まるとは予期していなかった。貧困層を除いては、同棲はすぐに解消されるか、いずれは結婚する予定で、子どものいないカップルによる短期間の居住形態にとどまるだろうと考えていたのである。しかし、同棲はますます普及し、より複雑な現象になっている。

(Cherlin 2004: 849)

(1) 北欧モデル (青山 2016参照)

- 1989年、デンマークが世界で初めて、同性カップルに婚姻と同等の関係を認める「登録パートナーシップ法」を施行。
- その後、制度は異なる部分もあるが、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド、フィンランドが続き、2000年代初頭になると、異性同士の婚姻に準ずる関係を同性にも法制化。いわゆる「同性パートナーシップ北欧モデル」が確立。
- デンマークでは、2012年に「性別に中立な婚姻法」が成立する。婚姻とパートナーシップの差が消滅したことにより、登録パートナーシップ法が廃止された。

(2) フランス

- 1999年の民法改正でPACS（民事連帯契約）を施行。
- 成人同士ならば、異性愛者カップルにも、さらには「性的関係にない二人」にも開かれている点で、単なる「同性パートナーシップ制度」と異なる。
- PACSが施行されて以降、異性間の婚姻数が減少し続ける一方で、異性間のPACSは増加し続けた。PACSの利用者の9割以上は異性同士となっている。
- 2013年に同性婚（みんなのための結婚法：Le Mariage pour Tous）が法制化。

フランスにおける3つのパターン（大島 2017参照）

■結婚

現在でも婚姻を選択するほうがパックスを選択するカップルよりも多く、累積件数で言えば婚姻制度が多い。

■PACS

多様な動機で使用される。「婚約」のように使用する場合もあるし、婚姻に否定的な当事者は税制上の優遇を得るなど共同生活に必要な法的効果を得るために使用する。

■内縁（事実婚）

「共同生活を送っている事実があるカップル」という位置づけ。国家に届けることに意味を感じないカップルは、パックスを選択せず、内縁にとどまる。

選択肢／グラデーションの重要性

- 3つのいずれを選択しても、共通点は社会保険や居住保障などのカップルに関する最低限の保障。
- 特に興味深いのは、子どもの地位と子どもに関する社会保障（家族給付）については、いずれの形態を選択していても同じ取り扱いとなる。「カップル関係」と「子ども」を切り離す理念。
- 多様なニーズに応じたグラデーションのある選択肢を用意。

(3) イギリス

- 2004年に「**市民パートナーシップ法**」が成立。同性婚の法制化（2014年）後もパートナーシップ制度を残す。
- 婚姻との違いは、宗教性や伝統といった象徴性が市民パートナーシップにはないという点。性的関係に限定されないという特徴もある。
- 市民パートナーシップと婚姻を分ける法の規定が4つある。1) 伝統的儀式によって定められた言葉で誓わない、2) 宗教的誓約によって関係が結ばれない、3) 性感染症が関係無効の条件にならない、4) 不貞（第三者との性交）が関係解消の条件にならない、である。
- 市民パートナーシップを伝統と宗教から遠ざけることで、同性婚とパートナーシップの両立を図っている。

5. 結婚制度をどうとらえるか？

- (1) リベラルの内なる対立
- (2) 法律婚（戸籍）の問題を腑分けする
- (3) 結婚をめぐる制度と概念の変革へ

参考文献

- 青山薫, 2016, 「『愛こそすべて』——同性婚／パートナーシップ制度と『善き市民』の拡大」『ジェンダー史学』 12: 19-36.
- Cherlin, A., 2004, “The Deinstitutionalization of American Marriage,” *Journal of Marriage and Family*, 66: 848-61.
- 小嶋宏, 「日仏両国におけるカップル形成・出生行動とその関連要因」井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房.
- 栗田路子ほか, 2021, 『夫婦別姓——家族と多様性の各国事情』ちくま新書.
- 大島理沙, 2017, 「フランスにおけるカップル形成と法制度選択」平井晶子・床谷文雄・山田昌弘編『家族研究の最前線②——出会いと結婚』日本経済評論社.
- 阪井裕一郎, 2021, 『事実婚と夫婦別姓の社会学』白澤社.
- 善積京子, 1997, 『〈近代家族〉を超える——非法律婚カップルの声』青木書店.